

○かほく市住宅用自然エネルギーシステム設置費補助金交付要綱

平成25年3月14日

告示第14号

改正 平成26年3月25日告示第21号

平成28年3月31日告示第34号

令和2年6月25日告示第117号

令和3年3月19日告示第28号

令和5年12月26日告示第154号

(目的)

第1条 この告示は、地球温暖化防止対策の一環として、自然エネルギーを利用する設備を設置する者に対して、その経費の一部を予算の範囲内において補助金を交付することにより、市民の環境にやさしいエネルギーの利用を支援するとともに、環境負荷の少ない持続的発展が可能なまちの構築に向けて市民意識の高揚を図ることを目的とする。

(対象設備)

第2条 補助金の交付対象となる設備（以下「対象設備」という。）は、市内に存する建物に設置し、かつ、自らが所有する別表第1の第2欄に掲げる要件を満たすそれぞれ同表の第1欄の区分に掲げる設備とする。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、市内において自己が所有し、居住する住宅（店舗、事務所等との併用を含む。）に対象設備を設置した者又は対象設備を設置した建売住宅を自己が居住するために購入した者で、かつ、市税に未納がないものとする。

2 対象設備を設置する住宅が交付対象者の所有物でないときは、交付対象者は建物所有者の設置承諾書（様式第1号）により、当該建物所有者から事前に承諾を受けなければならない。

(補助金の額及び交付要件)

第4条 補助金の額は、別表第1の第1欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に定めるところにより算出した額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以内とする。ただし、同表の第4欄に掲げる額を限度とする。

2 補助金の交付は、1の建物につき別表第1の第1欄に掲げる区分ごとに1回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、かほく市住

宅用自然エネルギーシステム設置費補助金交付申請書（様式第2号）により、別表第2に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

- 2 前項に規定する申請は、対象設備の設置が完了した日の属する年度の3月31日までに行わなければならない。ただし、申請者が対象設備を設置した建売住宅を自己が居住するために購入したものであるときは、当該建売住宅を購入した日の属する年度の3月31日までとする。

（補助金の額の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合は、申請書等の書類審査、必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助事業の要件が適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定する。

- 2 市長は、補助金の額を決定したときは、速やかにかほく市住宅用自然エネルギーシステム設置費補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第3号）により、その額を当該申請者に通知する。

（補助金の請求）

第7条 前条第2項の規定による通知を受けた申請者は、かほく市住宅用自然エネルギーシステム設置費補助金請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

（かほく市住宅用太陽光発電システム設置費助成金交付要綱の廃止）

- 2 かほく市住宅用太陽光発電システム設置費助成金交付要綱（平成20年かほく市告示第60号）は、廃止する。

（かほく市住宅用自然エネルギーシステム設置費補助金の特例）

- 3 第4条第1項の規定にかかわらず、対象設備が太陽光発電システムで、電力会社との電力受給契約において平成24年度の買取価格の適用を受けた者に係る補助金の額は、太陽電池の最大出力（キロワット表示とし、小数点第2位未満の数値は、四捨五入するものとする。）に1キロワット当たり2万2,500円を乗じて得た額（その

額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、その額は、9万円を限度とする。

附 則 (平成26年3月25日告示第21号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日告示第34号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年6月25日告示第117号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和3年3月19日告示第28号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年12月26日告示第154号)

この告示は、令和6年1月1日から施行する。

別表第1 (第2条、第4条関係)

1 交付対象となる設備の区分	2 交付対象となる設備の要件	3 補助金の額	4 補助限度額
太陽光発電システム	住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流有り で連携し、かつ、太陽電池の最大出力(当該設備を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計をいう。)が10キロワット未満の未使用の発電設備で、電力会社と電力需給契約を締結するもの	太陽電池の最大出力(キロワット表示とし、小数点第2位未満の数値は、四捨五入するものとする。)に1キロワット当たり40,000円を乗じて得た額	160,000円
ペレット・薪利用システム	木質ペレット(間伐材、端材等の木材を粉砕したものに圧力を加え、高熱加熱し、円柱状に固めたものをいう。)又は薪を燃料として使用する設備で、未使用のもの	設置に要する費用の2分の1の額	50,000円
定置用リチウムイオン蓄電システム	電力を充放電できるものであり、インバータ等の電力変換	設置に要する費用の2分の1の額	100,000円

	装置を備えたシステムで、未使用のもの		
--	--------------------	--	--

別表第2（第5条関係）

添付書類
1 設置に係る経費の内訳が明記されている書類の写し（工事請負契約書、見積書等）。ただし、建売住宅の場合は売買契約書の写しを添付すること。
2 対象設備の設置費に係る領収書の写し
3 電力会社との電力受給契約書の写し（対象設備が太陽光発電システムの場合）
4 対象設備の設置状況を示すカラー写真
5 対象設備の保証書の写し（対象設備がペレット・薪利用システム又は定置用リチウムイオン蓄電システムの場合）
6 建物の所有者を証する書類（資産証明又は建物登記簿謄本の写し）
7 建物所有者の設置承諾書（対象設備を設置する建物が申請者のものでない場合）
8 その他市長が必要と認める書類

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第5条関係)

様式第3号 (第6条関係)

様式第4号 (第7条関係)